

公告第 500 号

## 公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の介護保険料率を1000分の13.0から1000分の15.0に変更し、平成27年3月1日から施行する。ただし、任意継続被保険者については、平成27年4月分保険料からとする。

介護保険料率		変 更 前	変 更 後
負 担 割 合	事 業 主	6.5／1000	7.5／1000
	被 保 険 者	6.5／1000	7.5／1000
	計	13.0／1000	15.0／1000
実施年月日		平成27年3月1日	

平成27年3月17日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合  
理 事 長 瀧 川 博 司